

岩手県監査委員告示第23号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第7号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立大東病院
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和3年10月27日
 - (2) 本監査実施日 令和3年12月22日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年2月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
財産の管理に当たり、財産管理簿を整理していないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	賃貸借物件の所有者と固定資産台帳及び賃貸借契約の名義が相違していたことから、当該賃貸借契約について、固定資産台帳の名義修正及び現在の所有者との契約締結を実施したほか、今後は、不動産所有者の変更がないか毎年1回確認を実施することとした。